

★第1回★

## 「相続に関する基礎知識①」

第1回目は「相続の手続きと基本的な流れ」を紹介。お客様アドバイスを行なうための必須知識である「相続税の基礎控除額」についても解説しますので、しっかりポイントを押さえましょう。



税理士 八木正宣

### 相

続を受けることは、一生の中でそれほど多くありません。大抵、両親の死亡時に1回ずつ経験し、そのほか配偶者の死亡時に1回でしょう。しかし、家督相続が廃止され、子ら全員が相続人となる「諸子均分相続」に移行した結果、相続は相続人にとって大きな関心事となりました。

また相続といえば、税金、生命保険、事業承継、生前贈与、遺言等の問題もあります。

こうした状況の中で、お客様からの相続に関する質問はバリエーションに富み、行職員は、その質問に対して適切な回答を行なうためにも、一定の知識を習得しておくことが必須となっています。

本連載では、相続税・贈与税を中心に、相続に関する一般的な知識と相続税対策について学んでいきます。第1回目は、相続の基本的な手続きと流れを見ていきましょう。

### 相続の割合等については民法で規定されているが…

相続とは、人が死亡した場合にその死亡した者(被相続人)から

財産を受け継ぐことといいます。民法では、相続人が誰になり(法定相続人)、どの割合(法定相続分)で相続するのかを定めています(図表1)。

しかし、民法で定められているからといって、被相続人はそれに従う必要はありません。被相続人は生存中に自分の死亡後の財産の取扱いについて、自由に「遺言」することができま

す。遺言の中に法定相続人および法定相続分と異なる内容のものがあったとしても、遺言のほうが優先することになります。

ただし、特定の相続人に対しては、その立場を保護するため、これだけは絶対に残さなければならぬとする一定の割合(遺留分)があり、これを下回るような内容の遺言があっても、その割合まで遺産を取り戻す道(遺留分の減殺請求)が開かれています。

遺留分の割合は、被相続人の遺産の2分の1(相続人が直系尊属のみの場合は3分の1)となっています。兄弟姉妹には遺留分はありません。

なお、遺言によって法定相続人



図表1 法定相続人と法定相続分

順位	法定相続人	法定相続分	
1	配偶者と子	配偶者 1/2	子 1/2
2	配偶者と親	配偶者 2/3	親 1/3
3	配偶者と 兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4

以外の人（受遺者）が財産を取得することがありますが、これを「遺贈」といいます。

「財産を相続する」というと、例えば被相続人が所有していた土地、現預金などのプラスの財産（権利）だけを考えがちですが、借金などのマイナスの財産（義務）も含まれます。

マイナスの財産が多い場合には、被相続人の財産上の権利・義務の相続を全面的に拒否する「相続放棄」という手続きがあります。相続放棄は他の相続人の相続分を

図表2 遺産分割の基本的な流れ



増やすために行なわれるケースもあります。

また、相続財産が、プラスかマイナスか不明の場合には、相続によって取得した財産の範囲内で相続した借金を支払う「限定承認」を選択することもできます。借金を相続財産で弁済して、財産が残れば、その残った財産を相続することができません。

相続放棄も限定承認も、相続開始後3ヵ月以内に家庭裁判所に申請しなければなりません。3ヵ月経過してもこれらを申述しなかつ

た場合が、相続の承認（単純承認）となります。

**遺産分割手続きは遺言の有無で大きく変わる**

次に遺産分割手続きを見ていきましょう。

遺産分割の手続きは、遺言がある場合と、ない場合で大きく異なります（図表2）。

まず、遺言がある場合ですが、遺産は遺言執行者のもと原則として遺言どおりに分割されます。遺留分を侵害する遺言である場合に

は、相続人・受遺者間の遺産分割協議が必要になるケースがあります。

次に、遺言がない場合には、法定相続人が遺産を相続します。各法定相続人には法定相続分が定められていますが、実際の相続分は法定相続人の間で遺産分割協議を行なって自由に決定されます。実際の相続分が法定相続分とおりでないケースも多く見受けられます。

遺言がない場合には、原則として、内縁の妻はもちろん、たとえ同居している親族であっても長男の嫁や長女の夫など法定相続人以外の人は遺産を相続することはできません。

法定相続人以外の人に遺産を承継させたいのであれば、これらの者を受遺者とする遺言書を作成する必要があります。

遺産の分割が確定すれば、各相続財産の名義を被相続人から相続人へ変更できることとなります。こうした相続人の遺産分割のほかにも、必要な手続きがあります。まず、役所に対して7日以内に死亡届出書を提出しなければなりません。



せん。

年金の資格喪失・種別変更手続きや、遺族年金・死亡一時金などの受給手続き、健康保険の資格喪失手続きや葬祭費の受給手続きなどについても所定の期限内に行わなければならない。

また、不動産所得や事業所得などがあり、所得税の確定申告が必要であった被相続人であれば、その年の1月1日から相続発生の日までの期間の所得について、相続発生日から4カ月以内に確定申告(準確定申告)しなければなりません。

この申告は相続人全員が納税者となり、被相続人の所得税申告を行なう義務があります。相続発生日後の所得については、実際に相続した相続人が翌年3月15日までに確定申告することになります。

### 基礎控除額内であれば 相続税は一切かからない

最も重要な相続手続きとして、相続税の申告があります。

相続税は、被相続人の財産を相続や遺贈により取得した場合に、その取得した財産の価額を課税標

今回の解説  
を踏まえて

## こんなアドバイスを行なおう



今回のお客様

### 相続税がいくらかかるか 分からないというAさん

お客様「父が亡くなり、自宅と現預金が残りました。相続人は母と私で、母の面倒をみることを前提に私が父の遺産すべてを相続することになったのですが、相続税はどのくらいかかるのでしょうか？」

行職員「お客様。相続税には、非課税枠があります。いわゆる基礎控除額といわれるもので、5000万円に相続人一人につき1000万円が加算された金額となります。相続人が二人の場合には、5000万円に2000万円を加算した7000万円が基礎控除額となり、遺産額がこの範囲内ならば、相続税はかかりません」

お客様「知らなかったわ。父の場合、自宅が土地と建物合わせて2000万円、預貯金は約300万円くらいだから、基礎控除額内に収まるわ。ということは相続税はかからないのね」

### ★アドバイスのポイント★

本ケースのように、被相続人が死亡すると必ず相続税がかかると思い込んでいるお客様も少なくありません。しかし、本文の解説で見たように、相続税がかかる人は22人に1人と少数です。

お客様から質問を受けた際には、相続人の数から基礎控除額を算出し、そのうえで遺産総額が基礎控除額内であれば相続税がかからないことを、きちんとアドバイスしていくとよいでしょう。

準としてかかる税金です。相続税がかかるのは、「正味課税遺産の総額」が「相続税の基礎控除額」を上回る場合です。

この基礎控除額は、次の算式で計算した金額となります。

基礎控除額 = 5000万円 + (1000万円 × 法定相続人の数)

例えば、相続人が妻と子2人の合計3人だとすると、基礎控除額は8000万円となります。

正味課税遺産の総額が相続税の

基礎控除額を上回った場合には、相続発生日から10カ月以内に相続人全員が相続税の申告・納税をしなければなりません。

相続税は、相続人一人ひとりが実際に取得した財産に対して算出されるため、申告期限までに遺産分割協議が相続人の間で整っていないことが前提になります。遺産分割協議がまとまらない場合には、法定相続分で相続したものとみなして、とりあえず相続税の計算を

することになります。

最後に、この相続税の申告対象となる被相続人は、どのくらいいるのか紹介しておきましょう。

国税庁の統計によると、平成14年中の全死亡者数98万2371人のうち4万4380人(4.5%)に対して相続税が課されています。つまり、相続税の申告をする必要がある人は22人に1人で、ほとんどの人は相続税がかからないということになります。

BB